

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○ 東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局行政部市町村課)……………一

告示

○ 不健全図書類の指定……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一

○ 特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日の指定……………(デジタルサービス局戦略部デジタル改革課)……………一

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………二

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退及び廃止……………(同)……………三

○ 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三

告示 (公)

○ 指定講習機関の届出事項の変更届出……………五

○ 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………五

○ 教習指導員審査の実施……………五

○ 技能検定員審査の実施……………六

告示 (内水漁管)

○ 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………七

公告

○ 土地区画整理組合の理事の就任……………七

○ 開発行為に関する工事完了……………八

○ (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………八

○ 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八

○ (産業労働局商工部地域産業振興課)……………八

規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月六日

東京都知事 小池百合子

東京都規則第二百九十一号

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則(昭和四十四年東京都規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第千十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年八月六日

東京都知事 小池百合子

図書類

指定番号 種類

名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者

指定理由

四三二四 雑誌

BAMBOO COM ICS REIJIN uno!

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

フェイクゴシップ

五七六五一六八

株式会社竹書房

東京都告示第千二十号

令和三年七月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則(令和三年東京都規則第二百八十五号)により指定された令和三年七月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態に関し、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(令和二年東京都条例第五十四号)第五条において準用する同条例第三条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和三年八月六日

東京都知事 小池百合子

特定権利利益	救急業務等に関する条例(昭和四十八年東京都条例第五十六号)第十四条第二項の規定による患者等搬送事業者の認定	東京都内で患者等の搬送事業を行う者	令和三年十二月三十一日
対象者	火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)第二十三条第一項ただし書の規定による消防総監が指定する場所における喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みの承認	東京都内で認定を受けている者	同右
延長後の満了日	火災予防条例第五十五条の五の十の規定による優良防火対象物の認定	東京都内で認定を受けている者	同右

●東京都告示第千二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月六日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
あかしあ脳神経外科	あかしあ脳神経外科・整形外科	小平市仲町4-25-12	平成26年4月1日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変 更 年 月 日
聖堂前クリニック	千代田区神田小川町3-1-10 メディカビル6階	千代田区外神田2-1-3 出陣ビル1階東	令和元年12月1日
医療法人慶聯会 矢澤クリニック渋谷	渋谷区上原1-33-11 TOPCOURT 4-2階	渋谷区大山町18-23 コートアネックス大山町1階102号室	同 日
医療法人社団すまる在宅クリニック	狛江市中和泉1-4-27 1階	狛江市東和泉1-30-2 シャルム狛江104	令和元年12月5日
赤坂こころのクリニック「ケイローン」	港区赤坂3-15-4 赤坂バリ島ビル5階	港区赤坂3-15-8 藤賢ビル4階	令和2年1月1日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
ココカラファイン薬局 雪谷大塚店	セイジョー薬局 雪谷大塚店	大田区南雪谷2-17-9	令和2年1月1日
セイムス鶴川台薬局	あい薬局 鶴川台店	町田市霞光寺2-37-12	令和2年1月20日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変 更 年 月 日
田辺薬局 築地市場店	中央区築地4-4-12 OS築地ビル1階	中央区築地4-3-8 登喜和ビル1階	令和元年12月1日
タケウチ薬局	東村山市秋津町5-35-3	東村山市秋津町5-21-1 伊豆奈ビル103号	令和2年1月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションゆい調布	山田病院訪問看護ステーション	調布市東つつじヶ丘2-36-1	令和2年1月1日
訪問看護ステーションゆい若葉台	東京南訪問看護ステーション	稲城市若葉台3-7-1	同 日
訪問ナーーステーション アルビレオ	アルビレオ訪問看護ステーション	羽村市小作台5-17-14 リックス1階	同 日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変 更 年 月 日
河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷	杉並区阿佐谷南1-16-8 ISM ASA GAY A 6階	杉並区阿佐谷北1-3-10 Baum1階	平成31年3月4日
あすリハ訪問看護ステーション	大田区仲六郷1-11-14 青木ビル2階	大田区仲六郷1-20-4-101	令和元年11月16日
訪問看護ステーションワイズメンタル	世田谷区駒沢2-7-1-2404	世田谷区若林2-23-22-202	令和元年12月1日
訪問看護ステーションデュモン練馬	練馬区旭丘1-73-3 川端ビル3階	練馬区貫井2-26-4 リスタアビル1階	令和2年1月1日

●東京都告示第千二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があつたので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月六日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
かただ小児科クリニック	港区高輪2-5-14	令和元年12月31日

薬局（精神通院医療）

(1) 辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
ファーマライズ薬局 鹿浜店	足立区加賀1-18-18 エステート野口103	令和元年7月1日

(2) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
ドラッグセイムス 足立青井薬局	足立区青井5-8-8	平成26年10月31日
薬局マツモトキヨシ原宿駅表参道口店	渋谷区神宮前1-14-25 クロスアベニュー原宿3階	令和元年9月30日
さくら薬局 柳橋店	台東区柳橋2-21-14	令和元年12月10日
ミナカワ薬局	港区赤坂2-21-12	令和元年12月13日
コスモファーマ薬局 荏原町店	品川区中延5-3-9 西澤ビル1F	令和元年12月15日
あすか薬局	杉並区井草1-1-6	令和元年12月20日
ファーマック薬局	東大和市向原6-1201-2 OSEビル102	令和元年12月31日
稲垣薬局 三鷹中央通り店	三鷹市下連雀4-16-11 カルム双葉1階	令和元年12月31日
薬樹薬局 虎の門	港区虎ノ門2-1-1 商船三井ビル1階	令和2年2月10日

●東京都告示第千二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年八月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八丈循環

二 変更の区間 八丈島八丈町末吉千二十九番一地内から同所千二十八番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町末吉地内



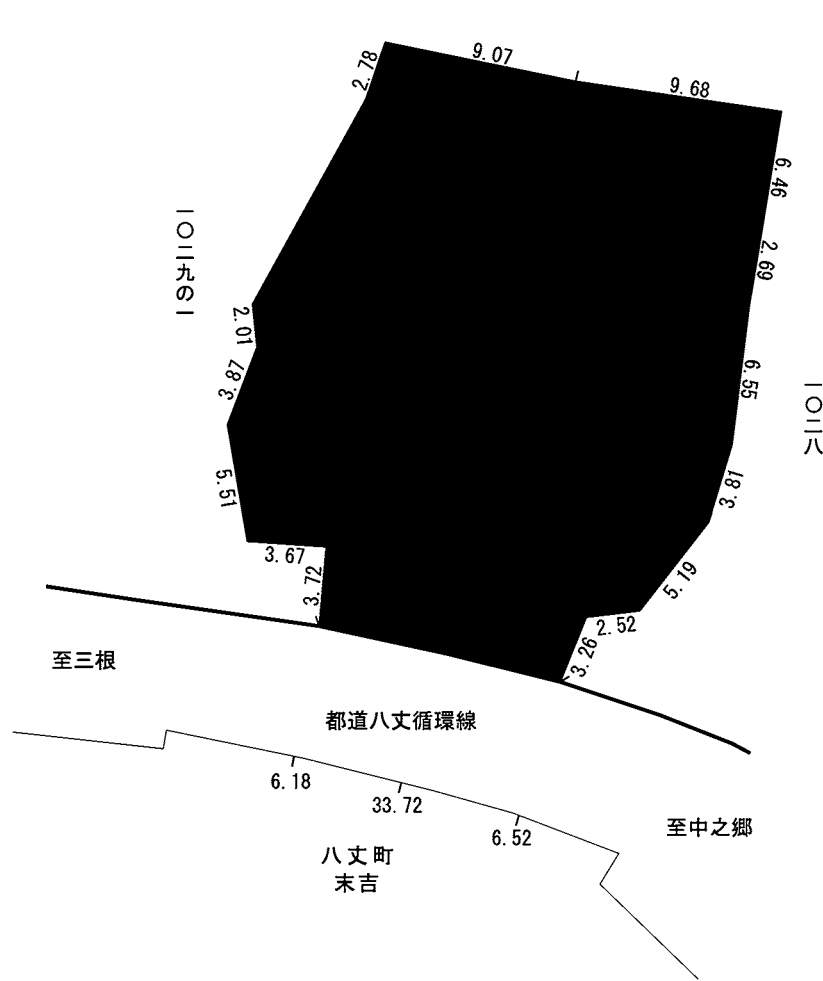
 編入区域

 町道

 都道

延長 二〇・七八メートル

 面積 五五〇・九九平方メートル



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第226号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年8月6日

東京都公安委員会
委員長 北 井 久美子
記

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧	変更年月日
学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	泉 康幸	高橋 遠	令和3年5月27日

●東京都公安委員会告示第227号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年8月6日

東京都公安委員会
委員長 北 井 久美子
記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	泉 康幸	高橋 遠	令和3年5月27日

●東京都公安委員会告示第228号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月6日

東京都公安委員会
委員長 北 井 久美子
記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 準中型自動車免許教習指導員審査
- (4) 普通自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (8) 牽引¹⁴免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
 - イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

- ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

- ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年9月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

- (1) 申請書類

<p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和3年8月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年8月10日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>フ 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者については9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p>	<p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品 ア 運転免許証 イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第229号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和3年8月6日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子 記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査</p>	<p>(6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和3年9月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p>
---	---	--

- (1) 申請書類
 - ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
 - イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)
 - ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時

令和3年8月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)
- (4) 申請に関する注意事項
 - ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年8月10日(火曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - イ 写真は、申請書に貼り付けること。
 - ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
 - エ 運転免許証を提示すること。
- 7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表

- 第2 1の項備考2に規定する額を減額する。
- 8 携行品及び服装
 - (1) 携行品
 - ア 運転免許証
 - イ 筆記用具
 - ウ 黒色又は青色のボールペン
 - エ 赤色のボールペン
 - (2) 服装

自動車の運転に支障のない服装
- 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。
- 10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7250-5265

告 示(内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和三年八月六日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(漁業権の行使の制限)

- 一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

(指示の有効期間)
二 この指示の有効期間は、令和三年九月一日から令和四年八月三十一日までとする。

公 告

土地区画整理組合の理事の就任について
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合理事長佐保田卯三郎から次に掲げる者が令和三年六月三十日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年八月六日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名	住 所
佐保田 卯三郎	西多摩郡瑞穂町大字石畑千六百四十九番地
尾作 武夫	町大字殿ヶ谷七百六十六番地三
高橋 寿之	町大字箱根ヶ崎二千三百十三番地
相川 秀夫	町箱根ヶ崎西松原三十四番地十三
鳥海 育雄	町大字石畑千六百五十六番地
高水 俊洋	所千六百九十五番地一
吉岡 利之	所百七十五番地
尾作 和男	所千五百九十一番地六
唐木 敏夫	町大字武蔵三百五十七番地

一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年八月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市中央町五丁目五百十四番一及び同番九 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎

多摩市一ノ宮一丁目四十四番三の一部(第一工区) タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

調布市西つじヶ丘四丁目四十二番三から同番六まで 調布市西つじヶ丘三丁目三十三番地六 株式会社武蔵野不動産 代表取締役 石井 洋子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年八月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 西友石神井公園店

二 店舗所在地 練馬区石神井町二丁目十三番十号

三 設置者名 合同会社西友

四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫

十 変更日 令和三年三月一日

十一 届出日 令和三年七月十五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和三年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条

例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十四 縦覧時間

一 店舗名 西友関町店

二 店舗所在地 練馬区関町南四丁目二十番十九号

三 設置者名 合同会社西友

四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫

十 変更日 令和三年三月一日

十一 届出日 令和三年七月十五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和三年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条

例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十四 縦覧時間

<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>三 設置者名 合同会社西友</p>	<p>二 店舗所在地 板橋区坂下二丁目二十三番一号</p>	<p>一 店舗名 西友蓮根坂下店</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 縦覧期間 令和三年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十二 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十一 届出日 令和三年七月十五日</p>	<p>十 変更日 令和三年三月一日</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>三 設置者名 合同会社西友</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区高野台二丁目二十番一号</p>	<p>一 店舗名 西友高野台店</p>											
<p>六 変更前の設置者住所 千代田区富士見二丁目十番三ー千六百八号</p>	<p>五 変更を行った設置者名 株式会社KMソレイユ</p>	<p>四 設置者住所 板橋区成増三丁目三番十一号成増アクト二ー二百四ほか</p>	<p>三 設置者名 オアシス株式会社ほか八名</p>	<p>二 店舗所在地 板橋区成増三丁目十一番三号</p>	<p>一 店舗名 成増アクト1</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 縦覧期間 令和三年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十二 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十一 届出日 令和三年七月十五日</p>	<p>十 変更日 令和三年三月一日</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>四 設置者住所 千代田区富士見二丁目十番三ー千六百八号</p>	<p>三 設置者名 合同会社西友</p>	<p>二 店舗所在地 千代田区富士見二丁目十番三ー千四百七号</p>	<p>一 店舗名 合同会社西友</p>									
<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧期間 令和三年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 届出日 令和三年七月十五日</p>	<p>十一 変更日 令和三年三月一日ほか</p>	<p>十 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>九 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>八 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>七 変更後の設置者住所 千代田区富士見二丁目十番三ー千四百七号</p>	<p>六 変更前の設置者住所 千代田区富士見二丁目十番三ー千六百八号</p>	<p>五 変更を行った設置者名 株式会社KMソレイユ</p>	<p>四 設置者住所 板橋区成増三丁目三番十一号成増アクト二ー二百四ほか</p>	<p>三 設置者名 オアシス株式会社ほか八名</p>	<p>二 店舗所在地 板橋区成増三丁目十一番三号</p>	<p>一 店舗名 成増アクト1</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十三 縦覧期間 令和三年八月六日から同年十二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十二 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十一 届出日 令和三年七月十五日</p>	<p>十 変更日 令和三年三月一日ほか</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p>	<p>四 設置者住所 千代田区富士見二丁目十番三ー千六百八号</p>	<p>三 設置者名 合同会社西友</p>	<p>二 店舗所在地 千代田区富士見二丁目十番三ー千四百七号</p>	<p>一 店舗名 合同会社西友</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

